

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程（平成24年旭医大達第38号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「全構成員」とは、役員、職員、学部学生及び大学院生等をいう。</p> <p>2 この規程において、「一般利用者」とは、不特定多数が利用可能な共同利用情報機器を利用する者、一時的に学内の情報システムを利用する者や外部委託業者等及び継続してアカウントを利用する者をいう。</p> <p>3 この規程において、「部局」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・<u>学科目・センター等</u>、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条に規定する部署、病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）、事務局各課及び監査室をいう。</p> <p>4 この規程において、「クライアント機器」とは、主としてパーソナルな利用で用いられ、他の情報機器へアクセスすることで処理を</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「全構成員」とは、役員、職員、学部学生及び大学院生等をいう。</p> <p>2 この規程において、「一般利用者」とは、不特定多数が利用可能な共同利用情報機器を利用する者、一時的に学内の情報システムを利用する者や外部委託業者等及び継続してアカウントを利用する者をいう。</p> <p>3 この規程において、「部局」とは、各講座（分野が置かれている講座においては分野）・学科目、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）<u>第24条から</u>第26条に規定する部署、病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）、事務局各課及び監査室をいう。</p> <p>4 この規程において、「クライアント機器」とは、主としてパーソナルな利用で用いられ、他の情報機器へアクセスすることで処理を</p>

進めていく機器をいう。

- 5 この規程において、「サーバ」とは、複数のクライアント機器からアクセスされ、共同で利用される情報機器をいう。
- 6 この規程において、「トラフィック」とは、ネットワーク上を移動する音声や文書、画像などのデジタルデータのことをいう。

(略)

附 則

この規程は令和5年4月18日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

進めていく機器をいう。

- 5 この規程において、「サーバ」とは、複数のクライアント機器からアクセスされ、共同で利用される情報機器をいう。
- 6 この規程において、「トラフィック」とは、ネットワーク上を移動する音声や文書、画像などのデジタルデータのことをいう。

(略)